株式会社TENTIAL
証券コード:325A

TENTIAL

第９回　定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2026年11月27日（金曜日）午前 10:00
（受付開始：午前 9:30）

開催場所

東京都品川区西五反田八丁目４番13号
五反田JPビルディング ３階 シティホール＆ギャラリー五反田

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）
　　４名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

証券コード　325A
2026年11月12日
（電子提供措置の開始日）2026年11月５日

株　主　各　位

東京都品川区北品川六丁目７番29号
株 式 会 社 Ｔ Ｅ Ｎ Ｔ Ｉ Ａ Ｌ
代表取締役社長　中 西　　裕 太 郎

第９回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第９回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。**

【当社ウェブサイト】
https://corp.tential.jp/
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR」「IRライブラリ」「株主総会関連」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「TENTIAL」又は「コード」に当社証券コード「325A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

**　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（３ページ～４ページ）に従いまして2026年11月26日（木曜日）午後７時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1．日　　時　2026年11月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）
2．場　　所　東京都品川区西五反田八丁目４番13号
五反田JPビルディング ３階 シティホール&ギャラリー五反田
3．目的事項
報告事項　第９期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

4．招集にあたっての決定事項
（1）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
（2）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
（3）本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
（1）事業報告「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
（2）計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
従いまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
◎お土産の実施はございません。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年11月27日（金曜日）
午前10時（受付開始:午前9時30分）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年11月26日（木曜日）
午後７時入力完了分まで



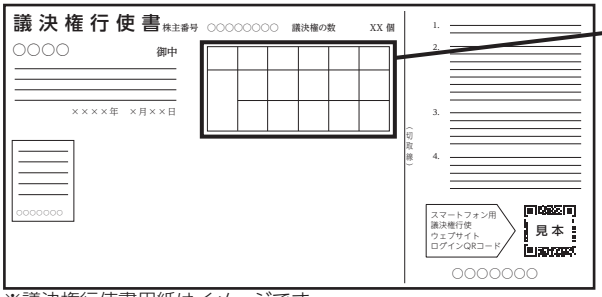
書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年11月26日（木曜日）
午後７時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１・２号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

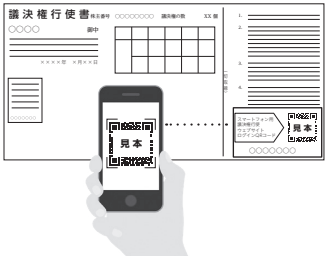
・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

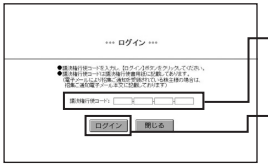
議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120−652−031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9:00〜21:00）

事　業　報　告

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調を維持しているものの、不安定な国際情勢や資源価格の動向に加え、円安の長期化や人手不足、コスト上昇といった企業活動への下押し圧力も依然として存在し、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような環境下ではありますが、健康志向の高まりは継続しており、特にリカバリーウェア市場は各社の新規参入や低価格帯商品の登場も相まって、一層の拡大傾向を見せております。

当社では、「健康に前向きな社会を創り、人類のポテンシャルを引き出す。」というミッションの達成に向けて、当事業年度において、BAKUNEシリーズから素材とパターンを追求したブランド史上最高峰モデル「BAKUNE Dry Pro」、冷房環境下で最適な春夏用掛布団「BAKUNE 掛け布団 クール」等の新商品の開発に取り組んでまいりました。さらに「TENTIALクオーツ心斎橋」「TENTIAL仙台パルコ」「TENTIAL日本橋三越」等の直営店舗を新規開店いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は332億18百万円、営業利益は38億18百万円、経常利益は38億19百万円、当期純利益は24億2百万円となりました。

なお、当社はコンディショニングブランド事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は７億５百万円で、その主なものは本社及び店舗設備並びに自社で運営するECサイトのシステム開発に伴うものであります。

③ 資金調達の状況

当事業年度中の主な資金調達は以下のとおりです。

・新株予約権の行使による新株式の発行　　45百万円

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年９月30日に株式会社ユーフォリアの株式32株（議決権比率1.3%）を取得いたしました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 6 期 (2024年１月期)	第 7 期 (2025年１月期)	第 8 期 (2025年８月期)	第 9 期 (当事業年度) (2026年８月期)
売　　上　　高(百万円)	5,409	12,837	11,134	33,218
経　常　利　益(百万円)	477	1,438	1,157	3,819
当　期　純　利　益(百万円)	506	1,061	817	2,402
１株当たり当期純利益　(円)	25.52	53.37	37.06	106.16
総　　資　　産(百万円)	2,489	6,262	7,538	11,266
純　　資　　産(百万円)	1,215	2,291	4,654	5,939
１株当たり純資産　(円)	△4.50	114.73	204.76	264.31

（注）１．2024年11月５日開催の取締役会決議に基づき、2024年11月６日付で普通株式１株につき200株の割合で、2026年４月14日開催の取締役会決議に基づき、2026年７月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。第６期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産及び１株当たり当期純利益を算定しております。

２．第８期（2025年８月期）につきましては、決算期変更により2025年２月１日から2025年８月31日までの７か月間となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 継続的な新商品開発のための商品開発体制の強化

当社は設立以来、継続して増収を実現しておりますが、持続的な企業価値の向上を実現するためには、新商品を継続的に市場へと展開していくことが重要であり、そのためには商品開発体制の強化が必要であります。当社では、当社のミッションやビジョンに共感した商品開発人材の採用・育成及び商品開発の型化・高度化を行い、商品開発に係るノウハウを蓄積し、活用していくことで継続的な新商品開発に努めてまいります。

② 事業領域を拡大するための投資活動・海外展開の開始

当社のミッションである「健康に前向きな社会を創り、人類のポテンシャルを引き出す。」を実現するため、当社は引き続き業容の拡大に取り組む必要があります。そのため、現在展開するコンディショニングブランド事業のほか、業務提携等を含め、新規事業への投資を強化してまいります。また、現時点において、当社は国内を中心に事業を展開しておりますが、当社の継続的な成長には、より大きな市場が存在する海外への進出が重要であると認識しております。当社では、これまでの国内におけるマーケティング・商品開発・データ分析・研究開発等のブランド価値の創造に係るノウハウを活かして、海外事業の開始・拡大に努めてまいります。

③ 商品ラインナップの拡大戦略による継続成長

性別・季節性・着用感等のニーズに基づき商品を細分化し、網羅的に商品を揃え、ターゲット層を拡大することで、顧客基盤・収益基盤の拡大を図ってまいります。

④ 顧客接点の拡大

オフラインの販売チャネルである直営店舗の出店を推進し、実店舗での販売を行うことで、オンラインで購入に至らなかった顧客や、オンラインで認知を獲得できなかった顧客層に対して、オフラインで当社商品を実際に試着、試用していただくことを通じて、売上の拡大に努めてまいります。

また、バラエティストア等の小売店における取り扱い増加等による販路拡大により、ニーズが顕在化していない潜在顧客層に対する接点を創出し、市場拡大を図ってまいります。

⑤　顧客ロイヤリティ向上施策の推進

当社は、2019年８月のインソールの販売開始以来、累計既存顧客107万人（2026年８月末時点）を有しております。2026年８月期における自社EC売上高において、既存顧客由来の売上高（※）は40％超の割合で、安定的に積み上がっております。こうした既存顧客やロイヤルユーザーのリピート購入が安定的な収益基盤となり、着実に成長してまいりました。

そのため、顧客ロイヤリティを形成することが事業運営において重要であると認識しており、会員ステージと購入金額等に応じて特典を付与するポイントプログラム「TENTIAL Club」を導入し、本プログラムの実効的な運用によって顧客ロイヤリティの向上を図っております。

※　自社ECサイトにおける購入で、会員登録や商品購入時に入力された情報から同一性を判断し、各事業年度までに一度は購入したと認められる顧客による購入を指します。

⑥　マスプロモーションの実行

当社ブランドの認知率は高まりつつあり、今後も認知率の向上が見込めることから、テレビコマーシャルなどのマスプロモーションの推進を通じて、コンディショニング領域におけるマーケットリーダーとしての認知と第一想起の獲得に努めてまいります。

⑦　内部管理体制の整備・強化

当社では、急激な業容の拡大や従業員数の増加に伴い、組織運営及びプロジェクト管理に関する業務負担が増加傾向にあり、内部管理体制の強化及び継続的な運用が課題となっております。

これを踏まえ、当社では、中間管理職の育成に努めるとともに、業務のマニュアル化による属人化の防止や当該マニュアル等に基づいた運用体制の強化、リスク情報等が適時に報告される体制等、内部管理体制全般の整備・強化に努めてまいります。

⑧　情報セキュリティを確保するための体制整備

当社は、当社ECサイトを通じた売上が全体売上高の４割以上を占めること、購入時の会員登録等により重要な顧客情報を保有していること、また、業務のあらゆる場面で情報ツールを利用していること等から、情報セキュリティ体制の継続的な強化及び運用が必要となります。

当社では、2022年６月に情報セキュリティに関する国際規格であるISMS認証（ISO27001）を取得し、セキュリティ対策アプリケーションの導入、拠点のセキュリティ対策、社員教育など情報セキュリティ体制強化に係る様々な取組みを実施しております。

⑨　財務基盤の強化

当社は、2025年１月期、2025年８月期及び2026年８月期において、営業利益・経常利益ともに黒字を計上しており、現状において財務健全性に係る特筆すべき課題は認識しておりません。しかしながら、業容拡大とともに、人材採用やオフィスの拡張等に係る支出、売上規模の拡大に伴う一時的な運転資金が発生する可能性があるため、これらに備えた資金調達及び財務基盤の強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年８月31日現在）

事業区分	事業内容
コンディショニングブランド事業	コンディショニングブランド「TENTIAL」を運営し、自社ブランドの商品を、当社が運営するECサイト「tential.jp」やAmazon、楽天市場及びYahoo!ショッピング等のECモール、当社が運営する「TENTIAL」店舗並びに服飾店、雑貨店及び家電量販店等において販売しております。

(6) 主要な営業所（2026年８月31日現在）

本社	東京都品川区

(7) 使用人の状況（2026年８月31日現在）

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
コンディショニングブランド事業	169名 (35) 名	75名増 (22名増)
商品開発・R&D	52 (2)	17名増 (2名減)
テクノロジー	17 (0)	6名増 (―)
コーポレート・その他	35 (1)	14名増 (―)
合計	273 (38)	112名増 (20名増)

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年８月31日現在）

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	206百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	50百万円
株式会社三井住友銀行	38百万円

2．株式の状況（2026年８月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　79,514,400株

(2) 発行済株式の総数　23,289,123株
（自己株式817,800株を含む。）

(3) 株主数　6,060名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
中西裕太郎	6,022,296株	26.79%
株式会社Anchor	1,755,000	7.80
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,694,000	7.53
ベル投資事業有限責任組合１	1,186,600	5.28
豊島株式会社	746,400	3.32
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	732,914	3.26
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	571,400	2.54
野村信託銀行株式会社（投信口）	516,600	2.29
PARAMOUNT BED-SBI Healthcare Fund1号投資事業有限責任組合	470,400	2.09
BBH LUX/BROWN BROTHERS HARRI MAN (LUXEMBOURG) SCA CUTODIAN FOR SMD-AM FUNDS-DSBI JAPAN EQUITY SMALL CAP ABSOLUTE VALUE	370,500	1.64

（注）当社は自己株式817,800株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	12,192株	２名

１．当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告21ページ「４．（４）②当事業年度に係る

報酬等の総額等」に記載しております。

2．株式数につきましては、2026年7月1日に普通株式１株につき３株の割合をもって行った株式分割後の株式数を記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、普通株式１株につき３株の割合をもって、2026年７月１日付で株式分割を行いました。これにより、発行可能株式総数は53,009,600株、発行済株式の総数は15,474,882株それぞれ増加しております。

新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は525,000株増加しております。

3．新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第６回新株予約権	第７回新株予約権
発行決議日		2023年８月31日	2024年４月26日
新株予約権の数		566個	297個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 339,600株 (新株予約権１個につき 600株)	普通株式 178,200株 (新株予約権１個につき 600株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 57,000円 (１株当たり 95円)	新株予約権１個当たり 76,200円 (１株当たり 127円)
権利行使期間		2023年９月１日から 2033年８月31日まで	2024年４月30日から 2034年４月29日まで
行使の条件		(注) １及び２	(注) １及び２
役員の保有状況	監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 249個 目的となる株式数 149,400株 保有者数 １名
	監査等委員でない社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査等委員である取締役	新株予約権の数 17個 目的となる株式数 10,200株 保有者数 2名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) １　新株予約権の行使の条件は以下記載のとおりです。

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下の各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

① 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定））が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

③ 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の３第１項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

④ 当社の発行済株式総数の過半数を特定の第三者（当社の株主を含む。）が取得することとなる株式交付による株式譲渡について、法令上又は当社の定款上必要な当社の承認が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

⑤ 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

㋐ 当社又は当社の子会社（会社法第２条第３号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役

㋑ 当社又は子会社の使用人

⑥ 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

㋐ 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

㋑ 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

㋒ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合

㋓ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

㋔ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

㋕ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

㋖ 権利者につき解散の決議が行われた場合

㋗ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

㋘ 権利者が発行要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

⑦ 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

㋐　権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
㋑　権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合

(2) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(3) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(4) 本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

2　本新株予約権は、付与にあたって付与対象者と締結した割当契約書に基づき、下表のとおり行使可能割合が定められております。

	会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の日まで	株式公開の日の翌日から株式公開の日後１年を経過する日まで	株式公開の日後１年を経過した日から株式公開の日後２年を経過する日まで	株式公開の日後２年を経過した日以降
行使可能割合	０％	割当新株予約権数の３分の１まで	割当新株予約権数の３分の２まで	割当新株予約権数の100％

また、割当契約書において、権利行使可能期間のうち付与決議の日以後２年を経過した日から付与決議の日後10年を経過する日までの期間内に割当新株予約権の行使を行わなければならない旨を定めております。

3　2024年11月５日開催の取締役会決議により、2024年11月６日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

4　2026年４月14日開催の取締役会決議により、2026年７月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

4．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2026年８月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中西　裕太郎	CEO
取締役	南日　政俊	執行役員COO・ビジネス本部本部長
取締役	猿渡　歩	アンカー・ジャパン株式会社　代表取締役CEO
取締役（常勤監査等委員）	石田　和也	
取締役（監査等委員）	降幡　武亮	株式会社シェアリングエネルギー　監査役
取締役（監査等委員）	酒井　温子	酒井温子公認会計士事務所　所長 酒井温子税理士事務所　所長

（注）１．取締役猿渡歩氏は、社外取締役であります。
２．監査等委員である取締役石田和也氏、降幡武亮氏及び酒井温子氏は、社外取締役であります。
３．監査等委員である社外取締役の石田和也氏は、長年に亘る証券会社での勤務経験を通じて培った経験・見識からの視点に基づき、当社のコーポレート・ガバナンスをはじめとする経営の監督の強化のほか、社労士としての専門性を有しております。
監査等委員である社外取締役の降幡武亮氏は、長年に亘る証券会社での経験を通じて培ったコーポレート・ガバナンスや資本市場との対話に関する幅広い見識を有しております。
監査等委員である社外取締役の酒井温子氏は、公認会計士・税理士としての専門的な知識や経験を有しており、客観的かつ公正な立場に基づき、当社に必要な助言及び監督を行い経営監督機能の強化を行う専門性を有しております。
４．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、石田和也氏を常勤の監査等委員として選定しております。
５．社外取締役である猿渡歩氏、監査等委員である社外取締役の石田和也氏、降幡武亮氏及び酒井温子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
６．2025年11月27日開催の第８回定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である社外取締役の山﨑大世氏は辞任により退任しました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役又は支配人その他の使用人である者を除く。）との間において、同法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める額としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役及び執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填されません。なお、保険料は全額会社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2025年11月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容については、株主総会の決議により決定された報酬等の額の上限の範囲内で、取締役会決議による委任に基づいて、報酬委員会の答申を踏まえた上で、代表取締役社長が決定します。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は以下の通りです。

(1) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬として、月例で固定された基本報酬を支給し、基本報酬の額は、直前期の売上高成長率及び営業利益、各取締役の役位、功績及び貢献度等の要素を総合的に勘案して決定します。

(2) 業績連動報酬（金銭報酬）の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動金銭報酬は、売上高、営業利益、事業投資の必要性、将来の投資計画等を踏まえた業績指標を定めた上で、当該業績指標の達成度に応じて予め定める金額を支給することとします。

(3) 株式報酬（非金銭報酬たる譲渡制限付株式）の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

株式報酬（非金銭報酬）は、譲渡制限付株式とします。当社の取締役（社外取締役を含む）を対象として、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えること等を目的として、取締役会が定める期間の譲渡制限を付した譲渡制限付株式を付与するものとします。取締役に付与する譲渡制限付株式の数又は譲渡制限付株式の割当てのために付与する金銭報酬債権の額については、各取締役の役位・職責等を総合的に勘案のうえ決定します。

(4) 金銭報酬の額又は株式報酬の額における取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各取締役の種類別の報酬割合は、当社の業績、取締役の役位毎に期待される職責及び貢献度に応じた適切なインセンティブとなること等を考慮して決定します。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役の個人別の金銭報酬の額及び株式報酬として付与する譲渡制限付株式の個数は、取締役会決議による委任に基づいて、報酬委員会の答申を踏まえた上で、代表取締役社長が決定します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外役員）	62百万円 (7)	47百万円 (7)	8百万円 (－)	6百万円 (－)	3名 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外役員）	14 (14)	14 (14)	－	－	4 (4)
合　　計 （うち社外役員）	77 (21)	62 (21)	8 (－)	6 (－)	7 (5)

（注）1．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．上表には、2025年11月27日開催の第８回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）１名を含んでおります。
3．業績連動報酬等については、「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」において、売上高、営業利益、事業投資の必要性、将来の投資計画等を踏まえた業績指標を定めた上で、当該業績指標の達成度に応じて予め定める金額を支給することとしております。これらの項目を指標の根拠として選んだ理由は、売上高及び営業利益という客観的かつ合理的に算定できる財務数値に加え、事業投資の必要性や将来の投資計画といった、当社の成長可能性への投資等の実施を促進するためです。これらの項目のうち、売上高と営業利益率の実績は、売上高33,218百万円、営業利益率11.5%であります。当社の業績連動報酬は、職位別の基準額に対して当該指標の達成率から算出された一定割合を乗じたうえで、従業員の賞与を含めた会社全体の賞与金額を踏まえて決定しております。
4．非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」において、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えること等を目的として、取締役会が定める期間の譲渡制限を付した譲渡制限付株式を、各取締役の役位・職責等を総合的に勘案のうえ付与することとしております。また、当事業年度における交付状況は、「２．（５）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5．取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額は、2025年４月28日開催の第７回定時株主総会において年額3億円以内（うち、社外取締役は3,000万円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、３名（うち、社外取締役は１名）であります。
また、金銭報酬とは別枠で、2025年４月28日開催の第７回定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬の額として年額５億円以内、株式数の上限を年70,000株と決議しております。さらに、2025年11月27日開催の第８回定時株主総会において、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬の額として年額5,000万円以

内、株式数の上限を年10,000株と決議しております。当該両株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、３名（うち、社外取締役は１名）です。なお、2026年７月１日付で行った１株を３株とする株式分割により、株式数の上限はそれぞれ年210,000株、年30,000株となっております。

6．監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2025年４月28日開催の第７回定時株主総会において年額3,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、３名であります。

7．取締役会は、代表取締役社長CEO中西裕太郎に対し、各取締役の個人別の金銭報酬の額及び株式報酬として付与する譲渡制限付株式の個数の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等の勘案しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役猿渡歩氏は、アンカー・ジャパン株式会社代表取締役CEOであります。アンカー・ジャパン株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）降幡武亮氏は、株式会社シェアリングエネルギー監査役であります。株式会社シェアリングエネルギーと当社との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）酒井温子氏は、酒井温子公認会計士事務所及び酒井温子税理士事務所の所長であります。両事務所と当社の間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

役　　職	氏　　名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	猿渡　歩	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。 主に経営者としての経験と小売業界を中心とした豊富な知識及び幅広い見識等から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べ、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 （常勤監査等委員）	石田和也	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに、また監査等委員会15回の全てに出席いたしました。 主に長年に亘る証券会社での勤務経験を通じて培った経験・見識からの視点に基づき、当社のコーポレート・ガバナンスをはじめとする経営の監督の強化の点で、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、かつ社労士として専門的見地から、労務に関する専門的な監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制や内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 （監査等委員）	降幡武亮	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに、また監査等委員会15回の全てに出席いたしました。 長年に亘る証券会社での経験を通じて培ったコーポレート・ガバナンスや資本市場との対話に関する幅広い見識から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制や内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 （監査等委員）	酒井温子	2025年11月27日に開催された第８回定時株主総会における取締役就任後に開催された取締役会13回の全てに、また監査等委員会11回の全てに出席いたしました。 公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制や内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 名称　　HLB ESネクスト有限責任監査法人

(注) ESネクスト有限責任監査法人は2026年10月1日付で、名称をHLB ESネクスト有限責任監査法人に変更しております。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社とHLB ESネクスト有限責任監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。

貸 借 対 照 表

(2026年８月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**8,978,775**	**流動負債**	**4,946,250**
現金及び預金	1,762,725	買掛金	1,949,660
売掛金	836,516	1年内返済予定の長期借入金	107,145
商品	5,785,070	未払金	1,324,329
貯蔵品	246,662	未払費用	208,972
前払費用	346,158	未払法人税等	936,239
その他	2,478	未払消費税等	122,680
貸倒引当金	△836	契約負債	215,775
固定資産	**2,287,319**	預り金	65,167
有形固定資産	**744,386**	ポイント引当金	16,177
建物附属設備	840,078	その他	101
工具器具備品	233,958		
建設仮勘定	36,787	**固定負債**	**380,201**
減価償却累計額	△366,437	長期借入金	188,320
無形固定資産	**101,917**	資産除去債務	191,881
ソフトウエア	76,513		
ソフトウエア仮勘定	6,626	**負債合計**	**5,326,451**
商標権	18,778	(純資産の部)	
投資その他の資産	**1,441,014**	**株主資本**	**5,939,490**
投資有価証券	0	**資本金**	**931,437**
関係会社株式	52,393	**新株式申込証拠金**	**90**
関係会社長期貸付金	50,000	**資本剰余金**	**1,439,585**
長期前払費用	20,859	資本準備金	1,389,633
繰延税金資産	346,934	その他資本剰余金	49,951
敷金	968,422	**利益剰余金**	**4,787,999**
その他	2,404	その他利益剰余金	4,787,999
		繰越利益剰余金	4,787,999
		自己株式	**△1,219,622**
		新株予約権	**153**
		純資産合計	**5,939,643**
資産合計	**11,266,095**	**負債純資産合計**	**11,266,095**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**33,218,179**
売上原価		**9,042,687**
売上総利益		**24,175,491**
販売費及び一般管理費		**20,357,011**
営業利益		**3,818,479**
営業外収益		
受取利息	8,110	
ポイント収入	3,649	
その他	2,586	14,347
営業外費用		
支払利息	5,102	
社債利息	173	
為替差損	2,888	
支払手数料	5,530	
その他	81	13,776
経常利益		**3,819,050**
特別損失		
解約損失	328,306	
投資有価証券評価損	60,417	388,724
税引前当期純利益		**3,430,325**
法人税、住民税及び事業税	1,182,305	
法人税等調整額	△ 154,696	1,027,609
当期純利益		**2,402,716**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月28日

株式会社ＴＥＮＴＩＡＬ
　取締役会　御中

HLB ESネクスト有限責任監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤　岡　大　祐
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西　山　　淳

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＴＥＮＴＩＡＬの2025年９月１日から2026年８月31日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年９月１日から2026年８月31日までの第９期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに下記の方法で監査いたしました。

（１）監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、ウェブ会議システム等を使い、監査の効率性、迅速性を高めるとともに、ビジネスチャットツールを使い、監査等委員会内の迅速な情報の共有・意見交換等を行いました。

（２）会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて監査に立ち会うとともに説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人HLB ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月28日

株式会社TENTIAL　監査等委員会

常勤監査等委員　石　田　和　也　㊞

監 査 等 委 員　降　幡　武　亮　㊞

監 査 等 委 員　酒　井　温　子　㊞

（注）監査等委員石田和也、降幡武亮、及び酒井温子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。） 全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役を１名増員し、社外取締役を含む取締役４名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	中西 裕太郎（なかにし ゆうたろう） （1994年６月16日） 再任	2014年１月　株式会社インフラトップ　入社 2016年11月　株式会社リクルートキャリア　入社 2018年２月　当社設立　代表取締役社長CEO　就任 （現任）	7,777,296株
	【取締役候補者とした理由】 中西裕太郎氏は、当社の創業者かつ最高経営責任者であり、卓越した経営手腕を発揮し、当社の礎を築きあげました。同氏の経験及び幅広い見識とリーダーシップは、当社の持続的な企業価値の向上に不可欠と判断し、再任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	鵜沢 敬太（うざわ けいた） (1983年3月7日) 新任	2005年４月　三井住友海上火災保険株式会社　入社 2007年６月　株式会社ヒューマンベーシック　取締役就任 2008年５月　ブロードマインド株式会社　入社 2020年６月　同社取締役　就任 2024年７月　当社入社 2024年８月　当社執行役員・コーポレート本部長　就任 2026年８月　当社上級執行役員・コーポレート本部長就任（現任）	103,266株
	【取締役候補者とした理由】 鵜沢敬太氏は、前職において取締役として経営企画、財務、人事等を幅広く管掌し、IPOやM&Aなど企業成長を支える経営課題の推進に関する豊富な経験と実績を有しております。同氏は、当社においても、コーポレート部門を統括し、経営管理体制の強化や組織力の向上に貢献してまいりました。これらの経験と知見を活かし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することができると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。		
3	猿渡 歩（えんど あゆむ） (1987年3月3日) 再任	2010年２月　有限責任監査法人トーマツ　入所 2013年10月　日本産業パートナーズ株式会社　入社 2014年６月　アンカー・ジャパン株式会社　入社 2020年８月　同社取締役COO　就任 2021年７月　当社社外取締役　就任（現任） 2021年10月　アンカー・ジャパン株式会社　代表取締役CEO　就任（現任）	82,200株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 猿渡歩氏は、経営者としての経験と小売業界を中心とした豊富な知識及び幅広い見識等を有しております。これらの経験等を活かした、当社の経営全般に対する有益な助言が期待できるため、同氏が当社の社外取締役として適任であると判断し、再任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	山田（やまだ）　聡（さとし） （1986年3月10日） 新任	2008年４月　三菱商事株式会社　入社 2017年７月　カーライル・ジャパン・エルエルシー　入社 2019年６月　オリオンビール株式会社　非常勤監査役　就任 2020年４月　株式会社10X　入社 2020年９月　同社取締役CFO　就任（現任）	－
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 山田聡氏は、総合商社や投資ファンドにおけるM&A及び企業投資の豊富な実績や、事業会社におけるCFOとしての高度なファイナンス経験を有しております。これらの経験等を活かした、当社の財務戦略や事業成長を通じた持続的な企業価値向上に対する客観的かつ専門的な助言が期待できるため、同氏が当社の社外取締役として適任であると判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．中西裕太郎氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社Anchorが所有する株式数を含んでおります。
３．猿渡歩氏及び山田聡氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号の社外取締役候補者であります。
４．猿渡歩氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年４か月となります。
５．当社は、猿渡歩氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本総会において同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。なお、当社は、独立役員に係る独自の独立性判断基準は定めておりませんが、同取引所が示す独立性基準も踏まえて、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者であると実質的に判断した者を独立役員として指定しております。
６．当社は、会社法第427条第１項及び当社定款の規定により、猿渡歩氏との間において、同法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本総会において同氏の再任が承認された場合には当該契約を継続する予定であります。また、山田聡氏が原案どおり選任された場合には、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める額としています。
７．当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行

に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填されません。なお、保険料は全額会社が負担しております。各氏の選任が承認された場合は、各氏は当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第２号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役 石田和也氏及び降幡武亮氏が任期満了となりますので、監査等委員である取締役２名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	石田 和也（いしだ かずや） （1958年12月９日） 再任	1981年４月　新日本証券株式会社（現：みずほ証券株式会社）　入社 2011年４月　みずほ証券株式会社　執行役員　就任 2012年12月　新光投信株式会社（現：アセットマネジメントOne株式会社）入社 2014年４月　同社常務執行役員就任 2015年４月　同社取締役常務執行役員就任 2016年10月　みずほ証券プロパティマネジメント株式会社　監査役就任 2019年１月　株式会社エヌ・エル・エヌ　監査役　就任 2023年４月　当社社外取締役（常勤監査等委員）就任（現任）	7,800株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 石田和也氏は、長年に亘る証券会社での勤務を通じて培った経験・見識を有しております。当該経験等に基づき、当社のコーポレート・ガバナンスをはじめとする経営に対する監督機能の強化への貢献が期待できるほか、社労士としての労務分野に関する専門的な見地からも取締役の職務執行に対する監督、助言等が引き続き期待できるため、監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、再任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	降幡武亮（ふりはたたけあき） （1955年2月10日） 再任	1978年４月　新日本証券株式会社（現：みずほ証券株式会社）入社 2009年４月　同社　執行役員　公開引受部長就任 2009年５月　みずほ証券株式会社　執行役員　グローバル投資銀行部門　資本市場グループ副グループ長就任 2010年４月　同社　執行役員　企業推進グループ長就任 2011年６月　日本証券テクノロジー株式会社　監査役就任 2014年４月　株式会社OKINAWA J-Adviser入社 2017年４月　Repertoire Genesis株式会社　監査役就任 2019年４月　エフビー介護サービス株式会社　監査役就任 2020年８月　同社取締役（監査等委員）就任 2022年10月　株式会社シェアリングエネルギー　監査役就任（現任） 2022年12月　当社監査役就任 2023年４月　当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）	－
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 降幡武亮氏は、長年に亘る証券会社での経験を通じて培ったコーポレート・ガバナンスや資本市場との対話に関する幅広い見識を有しております。当該知見を活かした取締役の職務執行に対する監督、助言等が引き続き期待できるため、同氏が監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、再任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．石田和也氏及び降幡武亮氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号の社外取締役候補者であります。
３．石田和也氏及び降幡武亮氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、それぞれの在任期間は、本総会終結の時をもって３年７か月となります。なお、降幡武亮氏の在任期間は、監査等委員会設置会社への移行前における監査役としての在任期間を含めると、本総会終結の時をもって４年となります。
４．当社は、石田和也氏及び降幡武亮氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本総会において各氏の再任が承認された場合、引き続き各氏を独立役員として指定する予定であります。なお、当社は、独立役員に係る独自の独立性基準は定めておりませんが、同取引所が示す独立性基準も踏まえて、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者であると実質的に判断した者を独立役員として指定しております。
５．当社は、会社法第427条第１項及び当社定款の規定により、石田和也氏及び降幡武亮氏との間において、同法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める額としています。各氏の再任が承認された場合は、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
６．当社は、監査等委員である取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填されません。なお、保険料は全額会社が負担しております。各氏の再任が承認された場合は、各氏は引き続き当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場

シティホール＆ギャラリー五反田
東京都品川区西五反田八丁目４番13号　五反田JPビルディング　３階



交通

ＪＲ山手線 都営浅草線	五反田駅　西口から徒歩５分
東急池上線	大崎広小路駅　徒歩１分
ＪＲ山手線・湘南新宿ライン	大崎駅　西口から徒歩７分